

平成27年度第1回千葉市男女共同参画審議会議事録

市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課

1 日 時

平成27年7月2日（木） 10時00分～12時30分

2 開催場所

千葉市総合保健医療センター 4階 会議室

3 出席者

（委員） 赤石委員、片岡委員、神田委員、佐藤委員、杉本委員、高梨委員、高橋委員、種池委員、徳田委員、林委員、三石委員、皆川委員、三幣委員
（欠席 上田委員、永冶委員）

（事務局） 丸島生活文化スポーツ部長、岡本男女共同参画課長、平田男女共同参画課長補佐、男女共同参画課主任主事、大町こども家庭支援課長、三枝こども家庭支援課長補佐、こども家庭支援課主査、同主任保健師、小池男女共同参画センター館長

4 議 題

- （1）会長、副会長の選出
- （2）平成26年度事業報告（男女共同参画課・こども家庭支援課）について
- （3）平成27年度事業計画（男女共同参画課・こども家庭支援課）について
- （4）配偶者等における暴力に関する意識調査報告書に基づく調査概要について
- （5）男女共同参画に関する次期基本計画について
- （6）DV防止・支援に関する次期基本計画について

5 議事の概要

- （1）会長、副会長の選出
会長、副会長の選出を行った。
- （2）平成26年度事業報告（男女共同参画課・こども家庭支援課）について
平成26年度事業報告（男女共同参画課・こども家庭支援課）について、報告を行った。
- （3）平成27年度事業計画（男女共同参画課・こども家庭支援課）について
平成27年度事業計画（男女共同参画課・こども家庭支援課）について、報告を行った。
- （4）配偶者等における暴力に関する意識調査報告書に基づく調査概要について
配偶者等における暴力に関する意識調査報告書に基づく調査概要について、報告を行った。
- （5）男女共同参画に関する次期基本計画について

現行基本計画の概要や実施状況、次期基本計画の骨子案等について、説明を行い、委員より意見を募ることとなった。

(6) DV防止・支援に関する次期基本計画について

現行基本計画の概要や実施状況、次期基本計画の骨子案等について、説明を行い、委員より意見を募ることとなった。

6 会議経過（発言要旨）（○…委員、△…事務局）

(1) 開会

(2) 生活文化スポーツ部長挨拶

(3) 委員紹介及び欠席委員の報告

(4) 【議題1】会長、副会長の選出

△仮議長（丸島生活文化スポーツ部長） 議題1「会長、副会長の選出」の前に、委員改選後、最初の審議会なので、この審議会の概要について、事務局から説明をお願いしたい。

△岡本男女共同参画課長 <事務局説明>

△仮議長（丸島生活文化スポーツ部長） それでは、ハーモニー条例施行規則第14条に基づいて、会長及び副会長の選出を行いたい。

○林委員 事務局で腹案があれば披露いただきたい。

△仮議長（丸島生活文化スポーツ部長） 委員の互選となっているので、まずは委員の中から意見を伺い、なければこちらからという形をとらせていただきたい。

○三石委員 昨年まで会長をされていた水島先生と同じ千葉大学法政経学部で教鞭をとっている皆川委員を会長に、また、長く千葉市女性団体連絡会で活躍し、現在は千葉市女性団体連絡会の会長をされている杉本委員を副会長に推したい。

△仮議長（丸島生活文化スポーツ部長） 三石委員から会長に皆川委員を、副会長に杉本委員を、との意見があったが、いかがか。（異議なし）

皆様から異議なしの意見をいただいたので、会長には皆川委員、副会長には杉本委員と決定する。

会長、副会長が決まったので、私の仮議長の任はこれで終わらせていただき、進行を事務局に一旦戻す。

△平田男女共同参画課長補佐 それでは、ただいま決定した皆川会長、杉本副会長から挨拶をお願いしたい。

○皆川会長 <挨拶>

○杉本副会長 <挨拶>

△平田男女共同参画課長補佐 ここからの会議の進行は、皆川会長をお願いしたい。

(5) 【議題2】平成26年度事業報告（男女共同参画課・こども家庭支援課）について

○皆川会長 議題2「平成26年度事業報告（男女共同参画課・こども家庭支援課）について」、事務局から説明をお願いしたい。

△岡本男女共同参画課長 <事務局説明>

△大町こども家庭支援課長 <事務局説明>

○皆川会長 今の事務局からの説明について、質問、意見等あればお願いしたい。

○赤石委員 保護命令件数2件、相談件数が2,902件と、本当によくやっていると思うが、保護命令が2件は多いと思っているのか、少ないと思っているのか。変化を聞きたい。

△三枝こども家庭支援課長補佐 平成25年10月に配偶者暴力相談支援センターが開設され、そこからの実績となっている。変化がなかなか追えないところではあるが、県内の総数から考えるともう少し多くなっていくとよいと思っている。今後、引き続き支援に努めていきたい。

○佐藤委員 各区に婦人相談員を配置しているということだが、人数と配置体制はどのようになっているのか。

もう1点、ハーモニー相談に1,450人の相談件数があり、その中でハーモニー専門相談の精神科医相談と弁護士相談の枠は足りているのか。利用の案内が適切にされていないと、先ほど赤石委員が言った保護命令などいろいろな支援措置等にも影響すると思う。

△三枝こども家庭支援課長補佐 1点目の婦人相談員の件だが、市内6区の保健福祉センターに各1名ずつ配置されており、非常勤嘱託として週のうち4日出勤している。休みは1日あるが、各区ずらす形で休みをとっており、何かあれば相互に連携できる体制をつくっているほか、常勤

職員でフォローする体制で対応している。

相談だが、配暴センターの弁護士相談については、定例として2カ月に1度、弁護士さんに来てもらい、事例の相談を行っているほか、随時の相談もやらせてもらっている。専門相談はこういった支援をしている団体と委託契約を結んでおり、何か困ったことがあったときには、そうした相談をさせていただく形になっている。DV被害者であれば、当然男女共同参画センターと相互に連携して対応するという形は心がけている。

△小池男女共同参画センター館長 男女共同参画センターで行っている弁護士相談については、相談員がまず話を伺って、法的なアドバイスを受けた方がよい場合、弁護士相談へ同席して相談を受けてもらうという形をとっている。月2回行っており、現在は毎回埋まっている状態ではあるが、真に弁護士相談が必要である方のために、相談員が内容を考慮した上での相談となっている。

○佐藤委員 緊急対応の時に、多様な家庭背景を抱える当事者には、法的な相談の情報が全くないことが少なくないので、特に弁護士相談のコマが毎回埋まっている状態ならば、臨機応変に対応できるように、ここは強化できるとよいと思う。

○林委員 資料2-2、4の(1)DV事例検討会についてだが、経年変化はどのような形であるのか。また、同じDVでも、デートDV、一般家庭のDV、高齢者虐待、そういった中での夫婦間のDV、いろいろなパターンがあると思うので、そのあたりの分析がされているか。

△三枝こども家庭支援課長補佐 弁護士とのDV事例検討会は、平成25年10月の配偶者暴力相談支援センターの開設に合わせて整備したものなので、追いかげがなかなか難しい。その中で、先ほどの高齢者虐待やデートDVはないのだが、対応にあたって悩ましいケースに関しては、極力気軽に相談をしてもらって、支援する側の知見を高めていくといった心がけをしている。デートDVの関連は1のとおり実施しているところだが、総件数の内訳までは把握していない。

○林委員 今後の方法として、いろいろなジャンル別にしっかり把握しないと、それに対してどういう対応をとるのか、焦点がぼやけてしまう可能性があると思うので、努力していただきたい。

○三石委員 資料2-1だが、男女共同参画推進事業者登録制度だが、登録されてからその事業者がどのように変わってきたのかという追跡はされているのか。

△岡本男女共同参画課長 登録後、全事業者について詳細な追跡調査まではできていない。登録事業者については、常に関心を持って情報を確認している。

○種池委員 相談に来られる状態であればまだよいのだが、高齢者虐待の事例で、お母さんが寝たきりになって、息子さんがお母さんに虐待したケースがあった。

こうした事態がこれから増えていくのではないかと思う。このようなときに行政としてどのような計画を持っているのか。そうした場合は、実際的にどう対応したらよいのか。

△三枝こども家庭支援課長補佐 配偶者間の暴力と高齢者の虐待は、別の体系になっている。児童虐待、高齢者虐待、それから障害者虐待、これら個別の法律があり、通告を受けたらきちんと安全確認をするような義務の中で対応を図っている。

配偶者の暴力の関連に関して言えば、極力相談いただいた中で警察とも連携を取りながらやっている。

○種池委員 これから増えるのではないかと思うが、そうしたものが相談件数に入っていない。ここに載っていないところに問題がある。これをどうこれから救っていったらあげたらよいのか。私たち現場として、それは非常に悩んでいる。

○林委員 今の高齢者DVというのは、確かにこども未来局の所管から外れる。だから、それは縦割り行政の今の制度上はどうしようもないという部分があると思うが、そのあたりを総括的に、高齢者のDVというのは男女共同参画という観点からアプローチした方がよいのか、あるいは、別個の問題として、ほかの所管課がやるべきなのかというのは、市長部局内、あるいは教育行政も含めた中でやるのか、きちんと整理をした方がよいのではないか。

△丸島生活文化スポーツ部長 今、千葉市の考え方としては、地域包括ケアということでそのあたりも全部まとめて地域の方の協力をいただきながら、多方面なものを1カ所で対応しようということで、これは福祉部局が中心となってそうした考え方で動こうとしている。

○三石委員 こども家庭支援課のデートDVのリーフレット33、000部配布、大変よいと思うが、日本では不思議なことに昔から男社会というか、少し暴力を振るってでも自分の意に従わせようという流れが残っていると思う。大学生や専門学校生にリーフレットを配るだけでなく、それよりも上の大人への意識改革をどう図っていくのかということをお我々が考えないと、いつまでたっても同じようなことの繰り返しが続くのではないかという心配がある。

△三枝こども家庭支援課長補佐 おっしゃるとおりで、当然大人の方々への啓発はきちんとやっ
ていかななくてはいけないし、これが次世代に続かないようにするというので、子どもの頃、あるいは若年層の方々にも広めなければならない。暴力を許さない地域づくりというのは今度の計画の中でも大きな柱の一つとして推進していかなければいけないことであると認識している。

○杉本副会長 今の三石委員の意見については、この審議会でそのようなことを10年言ってきたがなかなか進んでいかない。今後、取組みをどのようにしていくかということを考えていきたい。

○片岡委員 私は他県でデートDVやDV被害者支援に関わっている。千葉市でも以前、高校でデートDVのプログラムをやらせていただいた。

今まで成人の方を対象に啓発活動も行っていたが、高齢になるほど意識が固まっており、男と女という特性を主張されて、自分の価値観に偏りがちなところがある。子どもの時から学校教育の中でデートDVやDVについて、防止教育を進めていった方が効果があると実感している。

○杉本副会長 今の話に関して、県レベルでDVも含めて活動してきたが、幼稚園に伺って、お母さん方、お父さん方にそのような話をしたり、話し合いをしたりということをしてきた。全く男女共同参画という言葉さえ知らないという方もおり、そのあたりから私達がそのような若いお母さん方に指導していくということを考えていけばよいと思う。

△小池男女共同参画センター館長 DVについては、その根底となる男女平等の人権というような意識啓発が抜本的な問題だと思う。

男女共同参画センターにおいては、そのような講座等を市民向けに実施しているほか、DVについても出張講座で平成19年度から高校、大学等で実施してきたところだが、高校生ぐらいになるとお付き合いが始まっている人達もいるが、その前にお互いを尊重し合う人間関係づくりということで、平成24年度から中学校の授業でできるようなプログラムの開発などを行っている。

○三幣委員 資料2-1の3の相談事業について、男性インターネット相談が4件、また、(3)の男女共同参画相談、相談等、苦情申出が各0件という数字が出ているが、見方によっては、悩みを抱えている人がいないというような見方もできるが、果たして悩みを抱える方の受け皿としてどのように機能しているのかという部分も見えてくる。相談件数に関してどのように総括されているか。

△岡本男女共同参画課長 男性インターネット相談については、ホームページ等で周知に努めているが、誰もが気軽に相談してみるという状況ほどには知られていない。勤め関係でなかなか電話をかけたり、相談に行ったりできない方々にも相談をしていただくことができるよう周知に努めたい。

男女共同参画相談(苦情処理)については、苦情処理という名称がネックになっていることも考えられる。また、この制度は、男女平等に反する人権侵害が起こっている、あるいは施策上誤りのある場合に申し出るという制度なので、その面からも件数が少なくなっていると思う。

(6) 【議題3】平成27年度事業計画（男女共同参画課・こども家庭支援課）について

○皆川会長 それでは、議題3「平成27年度事業計画（男女共同参画課、こども家庭支援課）について」、事務局からご説明をお願いしたい。

△岡本男女共同参画課長 <事務局説明>

△大町こども家庭支援課長 <事務局説明>

○皆川会長 ただいまの説明について、質問、意見等あればお願いしたい。

○片岡委員 私は放送大学にも行っており、昨年度、千葉県にデートDVとDV関連のパンフレットをいただけないかと連絡を取ったら、「ありません」と断られた。今度、千葉市の男女共同参画課に電話をしたら、懇切丁寧に対応してもらい、資料をたくさんいただき、昨年秋の放送大学大学祭の時に参加者に配り、年2回入学者の集いの時にも机の上に資料を置いてサークル活動の案内をしながら配った。

草の根的な意識を持ってやろうとしたときにそのようにちょっとがっかりするような対応をとられると、気持ちが萎えてしまう。ぜひそのようなことのないように、もし会う時があったら伝えていただけるとありがたい。

△丸島生活文化スポーツ部長 県との会議も頻繁にあるので、今の趣旨は確実に伝えたい。

○神田委員 昨年、男女共同参画センターの防災講座を受け、かなり感激した。これを機に、男女共同参画について勉強を始めて、委員に公募した。毎年実施していけば、こうした講座の中から私のような人間が出てくると思う。

○佐藤委員 何点かある。

1点目は、予防教育は大事だと思っている。婚姻するとき、あるいは、妊娠・出産をし、新しい命を育てだすところに関して、男女共同参画や子どもの人権の捉え方の情報を入れられる仕組みが、保健予防の分野でやられているだろうとは思っているのだが、その保健分野とはどういう連携があるのか。

2点目は、過去の暴力被害や緊急対応の被害者支援について、市では、昨年できた千葉性暴力被害支援センターちさとへの協力を始めていると聞いていて、全国的にも先駆けており、評価できることだと思っている。そのセンターとハーモニー相談、各区の相談との連携などは、具体的に何か考えられているのか。

△岡本男女共同参画課長 1点目の婚姻あるいは出産時の情報の仕組みだが、啓発物品等は各施設に配って、配布等をお願いしているが、大切な時期なので、今後もより多くの方に知ってもらえるような仕組みを検討していきたい。

2点目については、ちさととは今後の連絡体制づくり等の検討を行っている。まだ十分に知られていない点や、連携を取り合うような仕組みづくりが十分でない点があるので、その点は改善を図っていきたい。

○佐藤委員 相談連携は、特にハーモニー相談など、具体的にどう考えているのか。

△小池男女共同参画センター館長 男女共同参画センターでのハーモニー相談は、相談者がどうしていきたいかということ自分で決められるように、寄り添いながら心の整理のお手伝いをさせていただく場所である。

その内容の中には、性暴力被害者による相談もあり、私どもの相談員もちさとの研修に参加するなど、相談員同士が連携のとれる体制を整えたいと考えている。何よりも相談者にとって切れ目のない支援として、急性期にあたっては、ちさとへお願いをし、その次に、心の整理、自立に向けてのお手伝いを当センターのハーモニー相談で担っていきけるようにより強固な連携を築けるように努めていく。

○神田委員 こども家庭支援課のリーフレット作成配布だが、これは例えば地域の自治会などへの配布は考えていないのか。

△三枝こども家庭支援課長補佐 昨年度は高校生や大学生、専門学校生全員に配れるような部数を作って、今年度は新1年生ということでこの部数を考えていた。地域の方々への配布は、今後対応していければと思っている。

○林委員 今説明のあった事業計画については、平成23年度から27年度の基本計画にのっとった形での事業をこのように展開しているという内容で作られていると思う。

啓発活動がかなりのウエートを占めており、確かに今、男女共同参画という部分について理解がまだまだ低いというのはそのとおりなのだが、逆に言うと、条例が平成15年にできてから10年間たっているのにまだこの状況というのは極めて問題。それは、学校教育の中でいくら啓発事業を行っても、家庭の中に戻って、私ら世代の凝り固まった、あるいはもうちょっと若い人達でも男女共同参画というのは、いまいち正確には理解できていないような部分があると思う。

まして今、話のあった地域の部分なんて言うのと全くといってよいぐらいだめだと思うので、そういう意味では、学校と家庭と地域が連携してやるため、もっと総合的な対策をしなくてはいけないのではないかなと思う。

○片岡委員 自治会の回覧板には男女共同参画関連の情報が全く入ってこない。10年以上前は入っていたこともあるのだが、その後、ここ10年以上全然見ていないので、ハーモニープラザで何をやっているか、そうした情報は全然分からない。もうそうしたものは自治会に渡されていないのか。

△丸島生活文化スポーツ部長 実は市連協からの申し入れにより、できるだけ自治会に回覧するのは極力減らしてほしいという要請があって、それ以来、回覧物は極端に減らしている。というのは、非常に市連協さんに様々な仕事がたくさん市から行って、回覧物の配布で大変な負担だということで、必要最小限にとどめているという状況。

○種池委員 恐らく会長さんの判断があると思う。きちんと来ている。だが、回覧板の量がすごい。必要のあるものだけを流している。

それでこの頃市では、市政だよりに載せてくるが、今は新聞をとる方が少なくなってきたので、各自治会でお金を出すから市政だよりを配布してくださいと言うのだが、大きな自治会はやっているだろうが、小さい自治会はまずほとんどそうしたことしないので、市政だよりも読まない。それからそうした回覧板も流さない。

○片岡委員 10年ぐらい前は来ていた。班長をやっていた時、いつも男女共同参画関連の資料が一番下にしてあったので、目立つよう置き換えていた。

○種池委員 段々最後に行ったら一番下になっちゃっているという、こうした状態で、それはたくさんまとめてやってしまうからそうしたことになる。

○片岡委員 回覧板の厚さより薄い紙が1枚とか2枚だけ入ってきていたのだが、今は全くない。

○種池委員 きちんとハーモニープラザでやってくれているので、受ける側の私たちにまだ認識が薄い、勉強をまだしていないということ。だから地域からまず発信して勉強しないと。教育も無論だが、これはやはり大切なことだと私は思っている。

○神田委員 千葉日報で見たのだが、議会の女性割合、千葉市は今、18%ということだが、こういったものも男女共同参画への一つの道しるべではないかなと思う。我々が審議すべき問題か分からないが、市議会で女性を増やしてほしい。いわゆるジェンダー法というのか。そうしたものを割り当てして、市議会であれば市議会の何割は必ず女性が入らなくてはいけないという、そうした法令を取り入れてほしい。

○佐藤委員 日本は、ジェンダーギャップ指数が世界で第104位。その中には意思決定機関への参画、つまり政治への参画の男女比、こうした審議会も含めたいろいろな会議の男女比の項目や、経済活動の給与体系の男女比などや、教育や寿命なども含めているのに、指数が低い国。このため今、神田委員がおっしゃったことは大事な視点だと思うので、中に入れなくてはならないということは決められないかと思うが、意識を変えていくための取組みというのは、この審議会の中でも話し合いをされる必要もあるかと思う。

○皆川会長 それでは、この議題についてもたくさんの意見いただいたので、今後、円滑に進めてもらいたい。

(7) 【議題4】配偶者等における暴力に関する意識調査報告書に基づく調査概要について

○皆川会長 それでは、引き続き、議題4「配偶者等における暴力に関する意識調査報告書に基づく調査概要について」、事務局から説明をお願いしたい。

△岡本男女共同参画課長 <事務局説明>

○高橋委員 DVは男性が女性にという感じを受けるが、今は女性からのDVがすごく増えているということを聞いている。女性から男性にDVを受けたという相談などは今までないのか。それがどのくらい増えてきているのかなどお聞きしたい。

△小池男女共同参画センター館長 お手元の参考資料8、報告書の50ページをお開きいただきたい。DVは女性が被害者になることだけではなく、男性も被害者になり得る状況にある。当センターでは男性からの電話相談を実施しており、なかなか男性が相談するという事自体、ハードルが高いような実態もあるが、その中では男性からDV被害を受けたというような電話相談を受けることもある。

△大町こども家庭支援課長 DV相談として配偶者暴力相談支援センターを設置しているが、ここに男性からの相談もたまに入る。やはり配偶者や一緒に同居している方から冷たい仕打ちを受けたなどの相談は増えつつあると思う。

(8) 【議題5】男女共同参画に関する次期基本計画について、【議題6】DV防止・支援に関する次期基本計画について

○皆川会長 それでは、議題5「男女共同参画に関する次期基本計画について」と議題6「DV

防止・支援に関する次期基本計画について」だが、これは相互に関連があるので、あわせて事務局からご説明をお願いしたい。

△岡本男女共同参画課長 <事務局説明>

△大町こども家庭支援課長 <事務局説明>

○皆川会長 男女共同参画については資料5-7、DV防止・支援については資料6-3でお示しいただいたところが今後の審議のたたき台となる骨子になると思うので、委員の皆様には、骨子案を中心に意見、質問等あればお出しいただきたい。

○林委員 基本的な部分として申し上げたいことが2点ほどある。

1点目は、平成23年度から27年度の基本計画に対する総括がなされていない。先ほどの説明の中でもできた部分とできなかった部分というのが示されており、できた部分はよいと思うが、できなかった部分について、それがなぜできなかったのかという分析を踏まえた上でないと次の基本計画には移れないと思う。そのあたりを反映させて新しい28年度からの基本計画がなされるというのが筋ではないか。

2点目は、私のイメージでは、切り口の違いなのかもしれないが、基本計画があって、それを踏まえて実施計画というのが示されて、そこで具体的に所管課以外の市長部局あるいは教育委員会の中の各部局にどういう働きかけをするのか。あるいは先ほども少し触れたが、学校、家庭、地域がどういう役割を担って、具体的にどういう取組みをするのか。先ほど地域包括ケアシステムという話があったが、多分地域を巻き込んでということだと、そのような仕組みづくりというのが当然示されないと実施には至らないのではないかという感じがするので、この2点についてどのように考えているのかというのをまず明確にしたい。

△岡本男女共同参画課長 1点目については、まず基本目標の1、男女共同参画についての理解促進について、意識啓発を進めてきたが、なかなか変わっていないというアンケート結果の分析を踏まえて設けたものだが、大きな問題だと考えている。対応としては、引き続き啓発を続けるが、従来の取組みも行うことはもちろんだが、分析については各事業の所管課と協議をしながら、より効果的な取組みを考えていきたい。

それから基本目標の3、あらゆる分野における女性の活躍については、これまでも進めてきた中で、職員の採用などにおいては、改善は見られている。また、管理職における割合等も改善は見られているような面はあるが、まだ大きく改善された訳ではないので、そうした分析を踏まえて、また所管課と協議を重ねて計画を進めていきたいと考えている。

それから2点目については、学校、家庭、地域をどのように巻き込んで実施に持っていくかということについて、まず今回、一番芯になる骨子の部分を決めた上で、基本的施策を具体的に定

めていくところで、どのように働きかけていくかといったことを含めて協議を重ね、実施ができるよう確実な仕組みを考えていきたいと思っている。

○林委員 質問に対して少し噛み合っていないのではないかなという感じがするが、つまり啓発活動がうまくいっていない、思うように進んでないから啓発活動を進めるという、そうした視点もあるのだろうが、逆に言うと、今まで実施していた啓発活動がこれだけの成果にとどまったということは、手法そのものが違うのではないか、別の手法などを考えないと進んでいかないような感じがする。

△岡本男女共同参画課長 これまでの啓発活動について、なかなか効果が上がっていないということであれば別の手法やこれまでとは異なる配布対象を検討していきたいと考えている。

○赤石委員 男性は仕事、女性は家事・育児といった固定的性別役割分担意識についての数値が、持たない人の割合が11.6%。これは全国的な傾向。男女共同参画の取り組みは進んでいるのだけれども、性別役割分担意識がかえって意識が逆戻りしているように一見見えるということなのだが、これをどう考えるかはいろいろ議論があるような気がする。

非正規労働が増えてきて、女性も男性も先行きに不安が生じている状況の中では、かえって自分で働いてやっていこうというよりは、ある程度所得がある方との間で主婦になった方がよいのではないかというようなことが増えているというようなこともあって、直ちに啓発活動が不十分だったからこうした結果を招いたというように認識するのはちょっと間違いないのではないかなと思っている。やはり、これはもう日本の社会の経済状況、労働状況、生活保障のあり方が関わっていること。

困難を抱える女性は、若年女性のシングルの女性の3分の1が貧困であるとか、ひとり親の貧困率が54.6%とか、高齢女性の貧困率、貧困女性は多い。そういった中で見ないと啓発活動に力を入れるというのは、もう少し大きい、広い分野で考えないといけないのかなと今の議論を聞いて思った。

それから今、だから施策の方向性としては、男女共同参画の意識調査の結果をもとにこうした4つが必要ですよとおっしゃっていると理解してよいと思った。

そもそもこの意識調査に聞いていないことは返ってこないもので、これは重点分野ですというように出すことがよいのかどうかということは少し思うが、しかし、今からいろいろ根本的に変えるのは難しいのかなと思った。

実施状況を見ると、かなりやれていないなと思えるのは、性感染症の分野とか認識が減っている。このあたりも問題なのだろうと思うし、そうしたところをもう少し加味しながら考えなければいけないのではないかなと思う。

実態の意識を拘束しているものなので、全部意識啓発だけでやろうというのは、ちょっとかなり厳しいのではないかなと思っている。なので、暴力分野とかはとてもよいと思うが、第4次男

女共同参画基本計画の中で貧困という文字が幾つか書き込まれている。こうしたことは千葉市の中でも書き込まれたらよろしいのではないかなと思う。

○皆川会長 私は、雇用労働分野の専門だが、確かにご指摘のとおり、その要素はあるのかなと思う。

今、赤石委員から意識啓発だけでは限度があるという指摘があり、要するに女性や家庭を取り巻く経済状況も含めた意識が現れてくる前段階、実態のところとも関連づけた施策、取組みをこの重点的に実施する施策の中に盛り込んでどうかという意見だったかというように思った。

○神田委員 実質この2時間という時間の中でこれだけの大きな男女共同参画というものを諮問するというのは非常に難しいものがある。例えば1回3時間にするなどいかがか。

○種池委員 これは女性の意識の問題だと思う。経済的なものも確かにある。皆さんや私の周りでも今、共稼ぎが非常に多い。働かなくてはならないけれども、その方の意識があればどんなに遅くなって帰ってきてても会議に出てきてくれる。

私も40年間ボランティアで、年金はもらえないが、年金もらえるほどやってきた。だが最終的には、その人の人間性。確かに時間の問題もあると思うが、やる気があれば24時間をうまく使って私はできていくのではないかと。

さっき神田委員がおっしゃったように、この男女共同参画の大きな問題は、本当に短い時間でやれるようなものではない。確かに行政はどうしてもそれをしなくてはいけない。仕方がないが、これは大きな問題。国が取り上げるぐらいの問題なのだから。

まず男女共同参画だったら、千葉市の職員が男女共同参画になっていない。まず足元から、市政から女性を増やさなくてはだめ。私は、よく千葉市役所も区役所も行くけれども、教育委員会は教育の現場では女性は多い。では、なぜ女性がなかなか上にいけないのかというと、女性が女性の足を引っ張っているという現状がある。だから私は、これは大きな問題であると同時に、まず市政からどんどん変えていかなくてはいけない。私たちにぼんとかうした大きな問題を出してやれと言ったって、市の足元がまだそこまで行ってない。どこの会に行っても男性が多い。防災訓練においても危機管理においてもまだまだ女性が足りない。やはりこのあたりをもう少し、基本方針これですよとぼんと出されるのではなく、もっとそこまで行くまでに相当に練っていかなくてはいけない問題だ。そのぐらい大きな問題だと思っている。

○皆川会長 短い時間、限られた時間でこれを審議し尽くすということは当然難しい。

基本計画の骨子案について、資料等を読んでいただいた上で意見書を出していただくという手続をとらせていただきたい。それを踏まえ、第2回以降、基本方針の検討を進めていく流れとしたい。

△平田男女共同参画課長補佐 以上をもって平成27年度第1回千葉市男女共同参画審議会を閉会とする。